

○平成元年郵政省告示第四十九号(特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四の規定に基づき、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件、送信時間制限装置又はキャリアセンスの備え付けを要しない無線設備並びに同条第六号の条件を適用しない送信装置の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備に係る送信時間制限装置の場合においては、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(表 略)</p> <p>注1〜5 (略)</p> <p>6 九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。なお、第三項第五号(4)の技術的条件が適用される場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を放射してから連続する〇・一秒以内に限り、その放射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。この場合において、最初に電波を放射してから連続す</p>	<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の十四の規定に基づき、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件、送信時間制限装置又はキャリアセンスの備え付けを要しない無線設備並びに同条第六号の条件を適用しない送信装置の技術的条件を次のように定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその放射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備に係る送信時間制限装置の場合においては、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(表 略)</p> <p>注1〜5 (略)</p> <p>6 九五二MHzを超え九五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。</p>

る○・一秒以内に完了することとする。

7 3 8 (略)

9 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話(空中線電力が、一ミリワット以下のものに限る。)のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

1 (略)

2 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用(九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) (略)

(2) キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、一〇ミリ秒以上であること。

(4) (3)の条件にかかわらず、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

7 3 8 (略)

9 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話(空中線電力が、一ミリワット以下のものに限る。)のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

1 (略)

2 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用(九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) (略)

(2) キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、一〇ミリ秒以上であること。

(4) (3)の条件にかかわらず、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり、かつ、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

3・4 (略)

5 移動体識別用(九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) (略)

(4) (3)の条件にかかわらず、九五四MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は二二八マイクロ秒以上とする。

四 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1) (略)

(2) 九五〇・八を超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、当価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり、かつ、一時間当たりの送信空中線の総和が三・六秒以下であるもの

六 (略)

3・4 (略)

5 移動体識別用(九五二MHzを超え九五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) (略)

四 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1) (略)

(2) 九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備であつて、当価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり、かつ、一時間当たりの送信空中線の総和が三・六秒以下であるもの

六 (略)